

保護者の方へ

徳島県立徳島北高等学校長

学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の措置をとることになっております。出席停止の期間は感染症により基準が定められており、出席停止期間は欠席の扱いにはなりません。

季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に罹った場合については、医療のひっ迫等を回避するため、医療機関で治癒証明書を記入していただくことは控えることとしています。登校後は速やかに、次の「治癒証明書」に必要事項を御家庭で記入の上、必要書類を添え、お子様を通じてホームルーム担任に提出してください。

※必要書類・・・生徒氏名、医療機関の受診日、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の罹患が証明できるもの（コピー可）
（例）診療明細書、処方薬袋、薬剤処方箋、薬の説明書、抗原抗体検査結果 等

治癒証明書

（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）

HRNO _____ 氏名 _____

保護者氏名（自署） _____

1 理 由 ※該当する項目に☑を記入

☐ インフルエンザ（ ☐A 型 ・ ☐B 型 ）

☐ 新型コロナウイルス感染症

2 出席停止期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 月 _____ 日

3 医療機関名 _____

※ 登校後1週間以内にホームルーム担任へ提出してください。

※ 添付書類について、確認が難しい場合は、必要に応じて診断書の提出を求める場合があります。

※ インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の学校において予防すべき感染症（感染性胃腸炎 ・ マイコプラズマ感染症 ・ 溶連菌感染症等）については、医療機関での罹患証明書（別様式）の提出が必要となります。